

福祉かわら版



昨年度にスタートしました、福祉かわら版の第2号です。市や社会福祉協議会から学区福祉委員会のみなさまにお伝えしたい情報をまとめています。

地域の方にお話しただいたり、福祉委員会活動のメニューとして取り入れていただいたり、ご活用いただければと思います。

ご存じですか？



①岡崎市社会福祉協議会のホームページ

ご覧になったことはありますか？

ホームページでは、社会福祉協議会の発信する様々な情報が見られます。

トップページ左の各メニューの中に「学区福祉委員会」もあります。

「学区福祉委員会」のページでは、各学区福祉委員会の作成しているホームページの一覧がありますので、インターネットが見られる方はぜひご覧ください！

また福祉だよりのPDF版を載せている学区もあります。

ホームページや福祉だよりにから他の福祉委員会の活動状況なども知ることができますので、ご覧ください。



岡崎市社会福祉協議会 を検索！

(アドレス http://home1.catvmics.ne.jp/~oka_sha/)

※福祉だよりのPDF版は、随時更新しますので、社会福祉協議会までご提供ください。

②高齢者見守り支援事業所について

市内の民間事業者が業務を通じて高齢者の見守り活動をすることで、孤立死や虐待などのない安心して暮らせる地域を目指すため、平成25年度からスタートしました。

登録業者については、新聞配達所、郵便事業者、電気・水道・ガス提供所、牛乳等配達業者、金融機関などがあります。登録業者など詳しくは市のホームページ(福祉部長寿課のページ)をご覧ください。

③振り込め詐欺の新名称が決まりました。

警視庁公募の振り込め詐欺の新名称が「母さん助けて詐欺」に決定。

発生当初は、現金をATMで振り込ませる手口が多かったことから、振り込め詐欺と言われていましたが、現金をレターパックや宅配便で送らせる、本人ではない代理人に現金を渡すなど手口が変化してきたことから、新たな名称が公募されました。

自分や家族は大丈夫！と思わず、別居しているお子さんと家族だけの合言葉を決めたり、ご家族が被害に合わないよう連絡を取り気をつけるように伝えましょう。

(注意する言葉) 携帯電話を落とした！電話番号が変わった！カバンを落とした！



《特集》 今回は介護保険です

◇介護保険制度について

40歳以上の方は介護保険料を納めていますが、保険料を納める被保険者のすべてが介護サービスを利用しているわけではありません。ご家族が使われたということがないと、なかなか実際の利用の様子はわからないと思いますので、今回は知っているようで知らない介護保険制度について取り上げます。

介護保険制度は、40歳以上の方の保険料をもとに市が運営し、介護を必要とする方が利用可能なサービス事業者からサービスの選択・利用をする制度です。

介護サービスを利用した場合の利用者負担の金額や、利用できるサービスは認定区分によって様々です。

介護サービスとしては、施設の入所のほか、在宅の方に対しては、通所サービス、訪問サービス、福祉用具の貸与、販売、住宅改修費の支給、短期間入所などがあります。

◇介護サービスを利用するには？

65歳以上の方 → 介護や支援が必要と認定された場合に利用できます。

40歳以上65歳未満の方

(国民健康保険や職場の医療保険に加入している方)

→ 老化が原因とされる病気(16種の特定疾病)

により、介護や支援が必要とされた場合に利用できます。

H25.3月末現在

認定者数

要支援3,543人

要介護8,474人

<申請からサービスの開始までの流れ>

① **認定申請書の提出** (介護サービス室(福祉会館1階19番窓口)または各支所で受付)
申請は本人や家族等のほかに、地域包括支援センターや一部の指定居宅介護支援事業者等が代行できます。

↓

② **調査員による訪問調査**

・調査員がご自宅や施設に伺い調査を行います。

・市から主治医に意見書を依頼。認定審査会による審査を行います。

↓

③ **認定通知を受ける**

↓

④ **介護サービス計画の作成**

要介護1～5の方 指定居宅介護支援事業者に依頼

要支援1・2の方 地域包括支援センターに依頼

↓

⑤ **介護サービスの決定**

↓

⑥ **サービスの開始**

サービス提供事業者にサービス利用票と保険証を提示し、サービスを利用。

では、どこに相談すればいいの？

簡単に介護保険制度についてご紹介しましたが、まずは申請についてご相談することから始まります。申請の相談、その他にも高齢者のことをご相談したいという場合は、地域包括支援センターにご相談ください。

◇困ったときの相談窓口 **地域包括支援センター** とは？

介護保険上の施設で、全国にあり、高齢者の健康・生活・介護の相談、消費生活相談、権利擁護、成年後見制度、高齢者虐待に関する相談に応じています。

例えば、「介護サービスってどんなものがあるの？」「在宅で介護をするようになったが介護の方法が分からない」「家族が認知症かも」など、高齢者ご本人やご家族の生活や介護についての不安をご相談いただけます。

ご近所の方でもお困りの方がいらっしゃいましたら、地域包括支援センターについてお伝えください。

お住まいの小学校区ごとに担当する地域包括支援センターが決まっています。
※相談するセンターが不明な場合は長寿課地域支援班(TEL23-6147)へお問い合わせください。

名称	所在地	電話	担当小学校区
高年者センター岡崎	美合町	55-8399	美合、緑丘、小豆坂
中央	梅園町	25-3199	梅園、井田、愛宕
北部	岩津町	45-1699	細川、奥殿、恵田、岩津、大樹寺
南部	下青野町	43-6299	六ツ美(北部、中部、西部、南部)、城南
西部	宇頭町	32-0199	北野、矢作北、矢作西、大門、広幡
東部	山綱町	48-8099	本宿、山中、藤川、竜谷
竜美(公衆衛生センター内)	竜美西	55-0751	根石、三島、竜美丘
かわいの里	秦梨町	47-3333	秦梨、生平、男川、常磐、常磐東、常磐南
やはぎ苑	上佐々木町	34-2345	矢作南、矢作東、六名
なのはな苑	福岡町	57-8087	羽根、岡崎、上地、福岡
額田	夏山町	82-4370	豊富、夏山、宮崎、形埜、下山
社会福祉協議会	康生通南	23-1105	連尺

地域包括支援センターは、現在市内に12箇所あり、市の委託により介護保険事業を行う法人が運営しています。

※平成26年1月に増設が予定されています。

地域福祉に関する キーワード

「ノーマライゼーション」

元々は、障がい者を排除するのではなく、障がいを持っていても健常者と同様に当たり前に生活できるような社会であるべきという考えから始まり、障がいのある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し支え合いながら、地域でともに生活する社会を目指すものです。

「傾聴」

コミュニケーションスキルの一つ。人の話をただ聞くのではなく、注意を払って相手の気持ちに寄り添いながら、丁寧に耳を傾け、自分の聞きたいことを聞くのではなく、相手の話したいこと、伝えたいことを受容的・共感的な態度で真摯に聴くこと。

それによって信頼関係を築き、お互い納得のいく結果に到達できることを目指します。

担当者の独断!?で選ぶ おすすめの本



『獄窓記』

山本 讓司（新潮文庫）

三十代の若さで衆議院議員に当選した私は、ある時秘書給与詐取事件で逮捕、そしてまさかの実刑判決を受ける。

服役した私の仕事は、障害を持った同囚たちの介助役だった。ひたすら働く日々の中、見えてきた刑務所の実情、福祉行政への課題とは。

著者の目から見た逮捕から獄中生活を綴った手記。

募集中!

福祉かわら版では、福祉委員の皆さんの作った川柳を大募集します！ 日々の思い、福祉委員の活動に関係すること・しないこと、何でも結構です。川柳（五・七・五）の形式に一言添えて、下記の市役所福祉総務課または社会福祉協議会まで郵送またはFAXにてご応募ください！

（ご自分で作られたもので、他へ応募していないものであればOKです）
※応募多数の場合は選考により掲載させていただきます。

<編集後記>

福祉かわら版もなんとか第2号の発行にこぎつけました。

みなさまにお読みいただき、福祉委員会の活動にお役立ていただければうれしく思います。福祉委員会のみなさまのご感想もお待ちしております。また、サラリーマン川柳ならぬ、福祉川柳の投稿などもお待ちしておりますので、どしどしお寄せください！

<発行> 岡崎市 福祉総務課
444-8604岡崎市十王町2-9
TEL23-6922 FAX23-6857

岡崎市社会福祉協議会
444-0022岡崎市朝日町3-2
TEL23-8705 FAX23-8706